

環境にやさしい農業拡大推進事業（販路開拓・拡大促進業務）業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 業務目的

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故以来、本県の有機農業の生産や販売状況は未だ震災前の水準に回復しておらず、さらなる有機農産物等の販路開拓・拡大の支援が必要である。特に、本県の有機栽培米は根強い風評の影響により、県外での販売不振が続いており、一層のPR機会の創出による有機農産物等の販路開拓・拡大の支援が必要である。

一方、オーガニックへの意識が高い欧米の影響や健康に対する意識の高まりにより、首都圏等を中心にオーガニック食品の需要の高まりが大いに期待されている。

そこで、福島県産有機農産物等の販路開拓・拡大を図るため、首都圏等の米穀小売店等に対する福島県産有機栽培米の産地見学会及び商談会の開催や、首都圏等の飲食店・小売店等での有機農産物を活用したフェア等を実施する。

2 業務概要・仕様

(1) 委託業務名

環境にやさしい農業拡大推進事業（販路開拓・拡大促進業務）業務

(2) 予算額

9,500千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※提案された企画内容を実施するために必要となるすべての経費を含む。

(3) 業務内容・仕様

ア 有機栽培等商談会の開催

- (ア) 商談会に先立ち、参加する生産者の農産物の販売力、PR力を強化するための講習会を開催すること。参加する生産者は、有機JAS認証取得済み、または取得意向のある県内生産者とし、目標参加者数は概ね10名以上を想定すること。
- (イ) 講習会開催後、参加生産者の商談会向けエントリーシートを作成すること。
- (ウ) エントリーシート作成後、実需者とのマッチング商談会を開催すること。マッチングに当たっては、参加生産者の生産物の種類や量にあった実需者を集めること。目標は1生産者あたり3事業者以上のマッチングを想定する。
- (エ) 商談会は、首都圏において生産者と実需者が直接顔を合わせる開催方法とし、生産者、実需者が各5名程度参加する規模のものとすること。なお、参加者の交通費や会場費等は受託者が負担すること。
- (オ) 開催時期は8月～12月頃とすること。
- (カ) 講習会、商談会に参加した生産者に対し、感想や今後の意向などについてアンケート調査を行うこと。同様に、参加実需者（マッチング意向を示した事業者のみ）に対しても、アンケート調査を行うこと。なお、各アンケートの調査結果を集計・分析すること。

イ 有機栽培等産地見学会の開催

- (ア) 産地見学会は、産地紹介動画等を用いたオンライン形式で行うこととする。
- (イ) 県内有機農業者2事業者以上について、産地、生産者、生産現場の様子等を紹介するためのデジタル資料や動画を作成すること。
- (ウ) 作成したデジタル資料等を特設サイト等へ一定期間掲載するとともに、県産有機農産物の取扱意向のある実需者に対してデジタル資料等の閲覧を誘導すること。

- (エ) 対象とする実需者は、有機農産物取扱の意向のある、または、産地にこだわりを持つ事業者等を中心に、概ね 100 社を目標とすること。
- (オ) デジタル資料等を閲覧した実需者に対し、生産者との商談の意向等について意見を徴収し、それらの結果を用いた生産者と実需者のマッチングを行うこと。
- (カ) 産地見学会開催後、参加農業者、産地見学会参加照会事業者に対し、オンライン産地見学会の事業評価のためのアンケート調査を実施し、結果を集計・分析すること。
- ウ 首都圏等の飲食店・小売店等での有機農産物のフェア等の開催
 - (ア) 期間限定で本県産有機農産物を利用する協力飲食店等を「ふくしまオーガニック農産物応援店」（以下、「応援店」という。）として 2 店舗以上指定し、そのうち 1 店舗以上は首都圏の店舗とすること。
 - (イ) (ア) で指定した応援店では、生産者と調整の上、有機農産物（米、野菜等）を用いたメニュー提案等を実施し、ふくしまオーガニックフェアを各店舗で一定期間（一週間以上）開催すること。
 - (ウ) 開催時期は 8 月～12 月頃とすること。
 - (エ) 応援店を訪れる消費者向けの PR ツールとして、生産者の紹介チラシ及びイベントの説明ポスター等を作成すること。
 - (オ) フェア終了後、各応援店にアンケート調査を実施し、フェアの評価を行うこと。また、フェア協力者（応援店及び生産者等）に情報提供すること。

エ その他

上記のほか、目的を達成するために効果的な業務があれば、当該業務について提案すること。

(4) 委託契約期間

契約の日から令和 8 年 3 月 6 日（金）まで

3 企画提案書の提出

(1) 企画提案書

以下の「提案 1」から「提案 5」までを記載した企画提案書を提出すること。

提案 1：業務の考え方

県内の農業者に対して、環境保全型農業に関する理解促進と取組を拡大させるための考え方について提案すること。

提案 2：業務の取組内容

2 の業務概要・仕様に基づき提案すること。その他、業務を効果的に実施するために行う独自の提案があれば提案すること。

提案 3：業務の効果測定

業務を評価するための定量的な評価項目を設定すること。
また、業務の効果を検証する方法を提案すること。

提案 4：業務の実施体制

業務の目的を達成するための業務実施体制について提案すること。
なお、本業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させることとし、専従予定者の所属・氏名を明記すること。

提案 5：積算見積書

業務に要する費用について、それぞれの費目ごとの内訳がわかるよう記載すること（人件費、交通費、通信費、運搬費、印刷費等）。

(2) 県から受注した委託業務実績一覧（令和２年度～令和６年度）

(3) 様式

様式は任意とするが、全体（提案１～５）でＡ４横版の両面１０枚以内（２０頁以内）としてください。（表紙はカウントしない。必要に応じてＡ３版の折り込みも可としますが、片面２頁としてカウントする。）

(4) 提出部数

提出部数は１０部とする。

※ 提出書類の作成、プレゼンテーションに要する経費は全て提案者の負担とし、謝礼金等の支払いは行わない。また、提出書類等は返還しない。

4 業務委託候補者の選定

(1) 選定方式

公募型プロポーザル

ア 参加資格審査

参加者の参加申込書の内容及び参加資格要否の適否を確認する。

イ 一次審査

参加者の企画提案書について書面審査を行い、二次審査におけるヒアリング対象者を選定する。

ウ 二次審査

一次審査で選定された対象者が、審査会において企画提案書のプレゼンテーションを実施する。県は、審査会でのヒアリングを行うとともに、総合的に評価し業務委託候補者（随意契約の候補者）を選定する。

(2) 審査基準及び配点

下記の審査項目において、評価基準により評価する。

審査項目	配点	評価基準
1 本県有機農産物に関する理解促進と消費拡大させるための考え方	10点	本県の有機農業に関する現状及び有機農産物の消費流通状況に係る理解度・適格性 等
2 業務の取組内容	50点	業務の内容・運営手法、訴求力、効果、履行の確実性 等
3 業務の効果測定	10点	評価項目、効果検証の方法の適切性 等
4 業務の実施体制	10点	実施体制、業務遂行能力 等
5 業務に要する費用の妥当性	20点	事業費の妥当性、適正かつ効率的な実施計画 等

5 募集要領等の入手方法

募集要領及び参加申込書等の様式については、福島県農林水産部環境保全農業課のホームページからダウンロードして入手すること。

6 参加申込及び企画提案書の提出等

(1) 質問書の提出

ア 提出書類

質問書（第1号様式）

イ 提出期限

令和7年5月28日（水）17時まで

ウ 提出方法

郵送、持参、FAX又は電子メールによること。

エ その他

FAX又は電子メールで送信後は、電話で着信を確認すること。

オ 回答方法

提出されたすべての質問及び回答については、令和7年5月29日（木）17時までに環境保全農業課ホームページに掲載するので、その内容を確認すること。

(2) 参加申込

ア 提出書類

（ア） 参加申込書（第2号様式）

（イ） 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット（1部）等

イ 提出期限

令和7年6月3日（火）12時まで

ウ 提出方法

郵送、持参、FAX又は電子メールによること。

エ その他

FAX又は電子メールで送信後は、電話で着信を確認すること。

(3) 企画提案書の提出期限

ア 提出書類

3に記載のとおり

イ 提出期限

令和7年6月13日（金）17時まで

ウ 提出方法

郵送又は持参（FAX及び電子メールによる提出は受け付けません）

7 参加資格審査結果の発表及び通知

(1) 期 日：令和7年6月6日（金）（予定）

(2) 審査方法：書類審査により決定する。

(3) 発表方法：参加申込書を提出したプロポーザル参加希望業者に対して、書面で通知する。

8 一次審査結果の発表及び通知

(1) 期 日：令和7年6月19日（木）（予定）

(2) 審査方法：書類審査により決定する。

(3) 発表方法：企画提案書を提出したプロポーザル参加者に対して、書面で通知する。

(4) 審査結果に関する開示請求：選定されなかった者は、その審査結果通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由を書面により求めることができる。また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から10日以内に通知する。

9 二次審査会

- (1) 日時：令和7年6月23日（月）（予定）
- (2) その他
 - ア 正式な開催日時及び場所は別途通知する。
 - イ プレゼンテーション時間は25分以内（15分間の説明、10分以内の質疑）とする。
 - ウ その他参考資料（プレゼンボード、写真等）の持ち込みは可とするが、追加資料の配布は認めない。

10 二次審査結果の発表及び通知

- (1) 期 日：令和7年6月27日（金）（予定）
- (2) 審査方法：審査会により決定する。
- (3) 発表方法：審査会参加者全員に対し、書面で通知する。審査結果は環境保全農業課のホームページに掲載し、業務委託候補者を公表する。
- (4) 審査結果に関する開示請求：選定されなかった者は、その審査結果通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由を書面により求めることができる。また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から10日以内に通知する。

11 主なスケジュール

項目	日程
プロポーザル募集要領のHPによる公表	令和7年5月21日（水）
質問書の提出期限	令和7年5月28日（水）17時まで
質問書への回答	令和7年5月29日（木）17時まで
参加申込書の申込期限	令和7年6月 3日（火）12時まで
参加資格審査結果の発表及び通知	令和7年6月 6日（金）
企画提案書の提出期限	令和7年6月13日（金）17時まで
一次審査結果の発表及び通知	令和7年6月19日（木）（予定）
二次審査会	令和7年6月23日（月）（予定）
二次審査結果の通知	令和7年6月27日（金）（予定）

12 参加申込書、企画提案書等の提出先及び問合せ先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎9階）

福島県農林水産部環境保全農業課（担当：桑名）

電話 024-521-7453 FAX 024-521-7938

E-mail kankyouhozen_nougyou@pref.fukushima.lg.jp

13 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 常に連絡調整できるように、体制を整えておける者であること。
- (8) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

14 不適格事項

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 積算額が予算額を超過するもの

15 契約手続

本事業に関して最も優れた提案を行った者（契約候補者）と業務委託契約の見積合わせを実施する。

なお、この手続に参加した者が、13 の(1)から(8)のいずれかを満たさないこととなった場合、又は見積合わせの結果、契約締結までに至らなかった場合は、契約の締結を行わないことがある。この場合、次点者と契約の見積合わせを行う。

また、本事業の業務委託仕様書は契約候補者が提出した企画提案書をもとに作成するが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託書を作成することがある。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合、次点者と協議を行う。

16 その他

- (1) 採用した作品等の権利は、全て福島県に帰属するものとします。
- (2) 当該業務として作成した各コンテンツは、福島県のホームページ等での二次使用、また、ポスター、パンフレット等への掲載を行う場合がある。

なお、福島県が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないよう、制作にあたっては必要な許諾を得ること。
- (3) 企画提案のあった規模等を下回ることはいないため、実現可能な提案とすること。
- (4) 仮に、実施計画書の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、内容によっては、委託料の減額となることもある。